

令和7年5月

保護者の皆様へ

京都市立山科中学校
校長 古田 知史

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市域において「震度5弱以上の地震」が観測された場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

(1) 京都市で震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校所在の山科区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」や「ホームページ」等により、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から「すぐーる」や「ホームページ」等を通じて連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業とした上、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまでは学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置く（保護者への引渡し帰宅含）ことといたします。

3 各ご家庭へのお願い

災害時、急に考えたり行動することは極めて難しく、普段から備えておくことが重要となります。大規模な自然災害が起きた時、起きそうな時に命を守るために「自助・共助・公助」等についてご家庭内でもお話しや点検、確認をお願いします。